

福岡都市計画地区計画の変更(福岡市決定)

都市計画南本町二丁目地区地区計画を次のように変更する。

名	南本町二丁目地区地区計画
位	福岡市博多区南本町二丁目の一部
面積	約 1.3 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	<p>地区計画の目標</p> <p>当地区は、本市の都心部から南東約7.5kmに位置し、西鉄雑餉隈、JR南福岡の各駅に近接する交通利便性の高い地区であり、商業施設等の集積がみられる。</p> <p>福岡市総合計画の中では「準地域中心」として位置づけられており、当地区に建設されている地域交流センターと都市型住宅の複合施設を核に、良好な市街地の形成を図ることを目標とする。</p>
	<p>土地利用の方針</p> <p>コミュニティ機能、福祉機能、行政サービス機能等からなる地域交流センターと都市型住宅の複合施設を核に、準地域中心にふさわしい良好な市街地の形成に努める。</p>
	<p>地区施設の整備の方針</p> <p>地域交流センターの利用者をはじめとして、地区内及び周辺居住者等の利便を図るため、歩行者用通路(幅員2m)を配置する。</p>
	<p>建築物等の整備の方針</p> <p>準地域中心としての良好な市街地環境を確保するとともに、敷地の細分化を防ぐために、建築物等の用途の制限と敷地規模に応じた容積率の最高限度を定める。</p> <p>また、魅力ある都市景観の創造を図り、周辺市街地と調和した良好な街区を形成するため、計画図に示す位置に建築物等の壁面の位置の制限並びに形態又は意匠の制限を定める。</p>

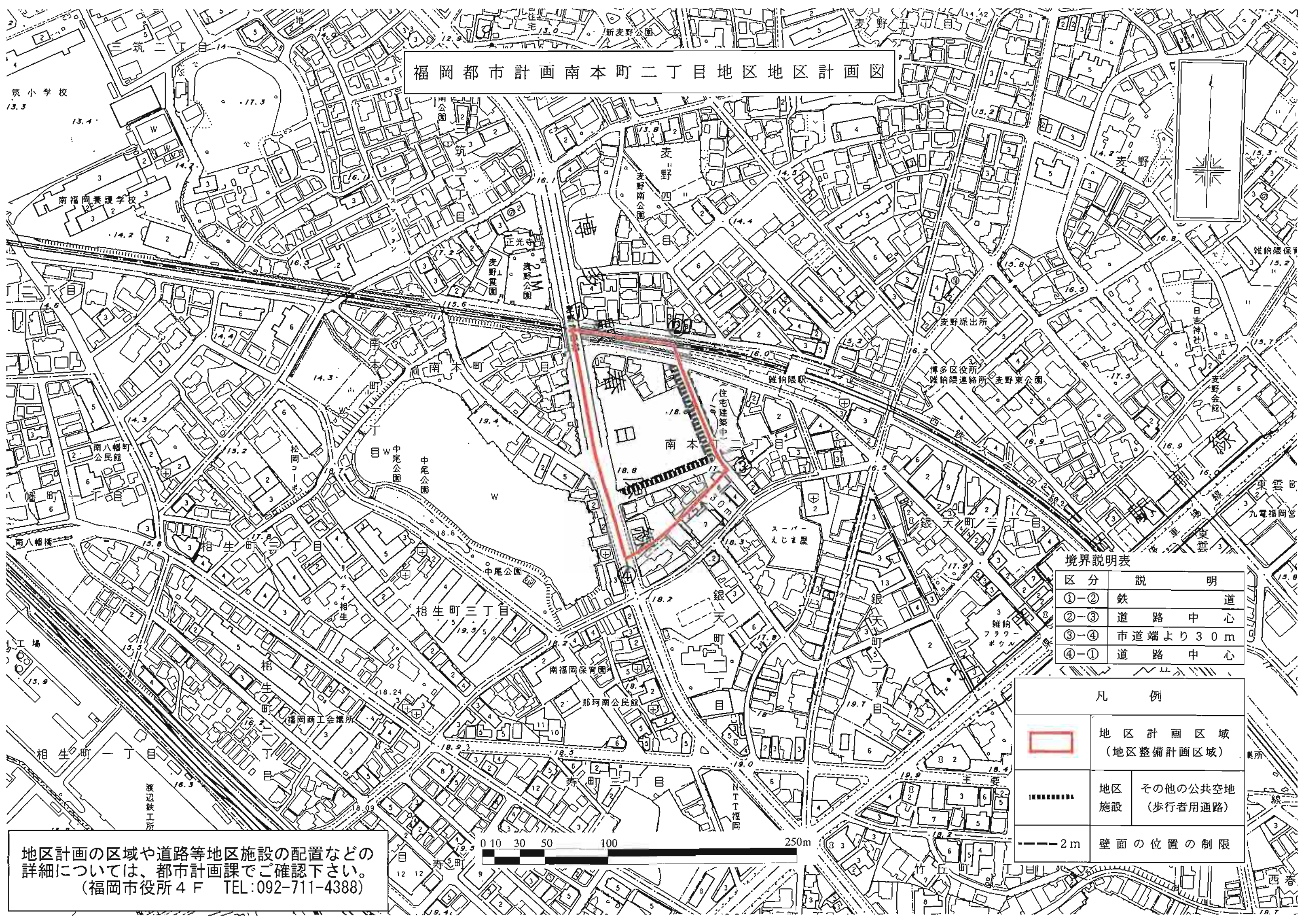
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	その他の公共空地	名称	幅員	延長	摘要
				歩行者用通路	2m	約160m
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限		<p>建築してはならない建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第6項に掲げる用途に供する建築物</p>			
	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度		敷地面積が200㎡未満の建築物にあっては、10分の20とする。			
	壁面の位置の制限		計画図に示す道路沿いにおいては、道路境界線から建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面、又は建築物に附属する門若しくはへいまでの距離の最低限度は2mとする。			
	建築物等の形態又は意匠の制限		<p>1) 建築物の屋根及び外壁又はこれに代わる柱の形態・意匠及び色彩は、周囲の環境に調和したものとする。</p> <p>2) 屋外広告物は、過大とならず周囲の環境と調和するよう色彩、大きさ及び設置場所に留意し、美観、風致を損なわないものとする。</p> <p>3) 高架水槽等の屋外設置物及び工作物は、露出面積を少なくする等都市景観に配慮するものとする。</p>			

「地区計画及び地区整備計画の区域並びに壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成10年法律第55号)の施行に伴う所要の改正を行い、本案のとおり変更するものである。



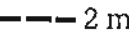
福岡都市計画南本町二丁目地区地区計画図



境界説明表

区分	説明
①-②	鉄道
②-③	道路中心
③-④	市道端より30m
④-①	道路中心

凡例

	地区計画区域 (地区整備計画区域)
	地区施設 その他の公共空地 (歩行者用通路)
	壁面の位置の制限

地区計画の区域や道路等地区施設の配置などの詳細については、都市計画課でご確認下さい。
(福岡市役所 4F TEL:092-711-4388)

